

児童福祉司の研修は長期的な計画に基づき、実地を含めた少人数での演習を最低 10 日以上すべきである。初級・中級・上級に分け、5 年に 1 回、10 年に一回としっかりと研修していく。保育士等に児童福祉司を少しさせるならば、その為の研修体制もしっかりと整える必要がある。

保育士・児童指導員のケースワーカーの業務を行うための研修については国は何もしていない。都道府県の研修のあり方もバラバラで統一されていない。予算が削られ時間数も減少し、一番大切な部分が抜けてきてしまっている。国は各都道府県が行うべき研修方針を、ある程度統一して示す必要がある。

インタビュー結果 児童福祉専門職B

◎ 基本的考え方

第一に子どもの権利、子どもの責任能力、親権、国家責任など子どもの権利擁護について考える必要がある。その上で次世代育成支援・子ども家庭福祉サービスについて検討されたい。次世代育成支援は子育て支援などが事業内容として挙げられるが、所得状況に配慮した応益負担により、市町村が事業主体となって行われる形が望ましい。子ども家庭福祉サービスは要保護児童対策などが事業内容として挙げられ、費用負担は徴収対策を加味した応能負担となる。事業主体は市町村と都道府県で、市町村で対応困難な事例を都道府県が対応することになるだろうが、役割分担についてはさらに議論されていく必要がある。また、次世代育成支援と子ども家庭福祉サービスの境界についても議論される必要がある。

専門職については経験を積んで高まる力量があり、処遇保障をした上で研修を通してさらにそれを高めていくことが必要である。児童相談所に関しては、児童相談所全体の専門性の向上も必要であり、社会福祉をベースとした児童福祉司を置き、さらに保健分野、医療分野の職員も必ず配置して、多面的視点に援助方針を立てていく方法も考えられる。

< 領域別 >

1. 児童福祉司のあり方に関して、より専門的力量を持った人材を配置することについて

専門的力量については何を職能とするのか、全分野共通とするのか、領域ごとに設定するのかなど、検討すべき課題がある。それが明らかになった場合、単に管理的な意味合いで取り入れるのではなく、専門職の力量を高めるという意味合いで自己研鑽、自己開発の面で活用したい。実際のケースに遭遇し、スーパーバイズを受けながら力量を高めていくことも大切であり、入り口の部分だけで専門的力量を持った人材を確保することには限界がある。研修制度を充実させ、入ってからの専門性をどのように高めていくのかを検討することも課題である。さらに児童福祉司のみならず、児童相談所全体の専門性を高めることも必要である。

2. ソーシャルワークとケアワークの専門性を明確にした上で、児童指導員と保育士の専門性を明らかにすることについて

ソーシャルワークとケアワークを職業から捉えた場合、両者の相違点に着目しなければならないがこれは可能なのか。またそこで明らかとなった異なる職業を現在の児童指導員、保育士にそのままあてはめることは可能なのか。児童指導員も一定ケアワークもするし、逆もしかりである。ソーシャルワークとケアワークを方法と捉えた場合、児童指導員と保育士の仕事の上で、その方法がどのように活用されるについては勿論十分検討できる。しかしながら専門性ということを考えると、資格要件や業務内容、名称独占、業務独占、報酬体系など社会的認知につながる要素の検討がより重要視されるだろう。

3. 要保護児童対策地域協議会の構成員として、民間の人材をメンバーに入れて活用していくことについて

公、民の協働は勿論必要である。民間の社会福祉法人、NPO、社団法人などは、実績を積み上げつつあり、公はそれらを信頼した上で民と協働する。民にそこまでの力量がない場合、どう巻き込んでいくかが課題となる。その成果の一つが協議会への参画であるし、そのプロセスはコミュニティーアークの部分で展開していくだろう。ただし、必要性のない場合まで無理に巻き込む必要はない。市区町村レベルではどのような民を活用するのか。情報を得る方も与える方もそれぞれ責任があり、招かれる側の負担もあるのでそれは十分考慮されなければならない。今後は守秘義務をはじめとする構成員に課せられる義務と役割、責任について実態を踏まえながら検討することが重要だろう。

4. 児童福祉司、保育士、児童指導員などの専門職制度を全体的に調整することについて

専門職制度を全体に調整するのであれば、まずは資格要件業務内容（独立か否か）、活動場所、報酬体系ならび

に付与レベルなどの観点から整理する必要がある。また、その際には、既存の資格、とりわけ社会福祉士との関係を整理することが大きな問題となる。主に活動場所に着目して資格を創設する現在の方法は、社会福祉の専門職体系を分断化させることに繋がるのではないかとの危惧を感じる。社会福祉専門職の共通基盤と資格の関連を確認し、社会的認知（承認）に繋げていく作業もあわせて重要な課題である。

5. 児童福祉司、保育士、児童指導員などに対する現任教育に関して、長期的な計画に基づき、少人数での演習をより多く取り入れることについて

日常業務との関連で、参加もままならない状況が見受けられることから、研修方式だけにとどまらず、職種、経験年数などの対象者、研修目的と位置づけ、実施形態ならびに受講方法、具体低テーマおよび内容、講師選定、評価方法など研修課程（カリキュラム）全体を総括的に検討する必要がある。課程を構築する際には、社会情勢や法制度の動向、機関の機能や役割、業務内容の分析や業務意識調査などの観点から、どのような人材を育成するのかという点について整理する必要がある。また、受講費用は業務上の研修であることから公費で行われることが当然と考える。勿論自分で研鑽する費用は私費でもよい。

< 共通 >

6. 次世代育成支援・子ども家庭福祉を推進するための基本的視点

児童憲章や子どもの権利条約等にうたわれる子どもの権利擁護という基本理念のもと、子どものライフステージ、サービスを提供する場、提供の方法の3つの軸から、次世代育成支援・子ども家庭福祉サービスを整理する必要がある。その際には基本理念において子どもの権利ならびに権利擁護の視点及び内容を親権と関連づけながら明確にし、教育・労働・司法等の各分野の関係機関が有する機能と役割、権限との整合性を図る必要がある。

また普遍化するサービスの範囲をどこまで設定するか。市場原理が考慮された利用者によるサービス購入という意味合いが含まれるだろう、購入可能なサービスを例えれば対象年齢や時間帯などの観点から検討するとともに、そのサービスが公的責任による社会的サービスとして適當かどうか検討することも必要となる。

7. 次世代育成支援・子ども家庭福祉の基本法体系

条文が長いと内容が複雑になり、関連法令が多いと法令の関連を理解しにくくなる。完結明瞭な法律を期待する。法体系は社会福祉では理念や方向性を規定する法律とサービス内容や給付方法等を規定する法律から整備されることが多いが、子どもの分野でもそれを踏襲する方法が考えられる。その場合、理念を規定する基本法を作り、その上に子育て支援などの次世代育成支援に関する法律と、要保護児童対策などの子ども家庭福祉サービスに関する法律を整備する形が考えられる。

なお、親権や後見が及ぶ範囲と制限事項、子どもの責任能力、国家責任を子どもの権利擁護の観点から検討し、その成果は理念や方向性に関する法律のみならず、サービスを規定する法律においても明確に規定してほしい。

8. 次世代育成支援・子ども家庭福祉サービス供給の方法

設問のような方向に向かおうとしているが、法体系ならびに供給システムがそれに追いついていないという印象である。次世代育成支援と子ども家庭福祉サービスの仕組みは、児童福祉あるいは子どもの権利擁護という理念に基づいて並列で機能するものである。子ども家庭福祉サービスが補完的位置づけで整理されることには疑問を感じる。公的責任を後退させない意味でも並列的に捉えたい。サービス供給の方法を規定する場合、サービス内容はもちろんのこと、福祉、教育、司法、労働など各分野の関係機関が有する権限ならびに機能、役割の分化を含めた供給体制を現状の課題をふまえつつ検討する必要があり、他の法令等との整合性を含め課題は多い。

9. 次世代育成支援・子ども家庭福祉行政実施体制の分権化

市町村を中心とする体制構築を図るために、都道府県、市町村各自において専門性に裏打ちされた組織的体制が運営上の重要な条件となることから、常勤専門職の配置、スーパービジョン体制の確立といった組織編制が望まれる。しかしながら現状では、技術的支援を役割とする都道府県が人員不足のため業務に多忙を極めている。

市町村が人材育成をはじめ体制整備に取り組む段階であることを考慮すると、都道府県、市町村に人材確保のため、法令の整備や財政面での支援を行う必要がある。市町村には専任職員を若干名配置するのではなく、組織を構築する形が望まれ、都道府県には児童権利擁護センターを置き、相当の権利侵害等のケースを市町村より繋ぐ形が考えられるだろう。

また、子ども家庭福祉サービスにおける民間の参入ならびに次世代育成支援における措置型施設の役割をどのように整理するか。とりわけ、子ども家庭福祉サービスにおいて重要な役割を担う児童福祉施設ならびに里親については、治療的な機能や長期間の自立支援機能など施設や里親の有する機能と関連から慎重に検討する必要がある。

10. 次世代育成支援・子ども家庭福祉サービスの財源

結婚や出産は個人の選択という意識がある中で、子育て支援施策や子ども家庭福祉サービスを社会保険や税により賄うことに対してコンセンサスが得られるのだろうか。また障害児・者の自立支援施策ならびに子育て支援施策がサービス内容に見合った費用を利用者が負担する契約制度へ移行するとしても、子ども家庭福祉サービスでは当事者の意向に沿わない職権保護を含んでいることから、こうした場合の利用者の費用負担に対する動機付けは乏しいと言わざるを得ず、徴収のあり方などの検討も必要である。いずれにしても、要保護児童対策における公費負担の意味合いは様々であるが、子ども家庭福祉サービスにおいては、利用者による応能負担を維持しつつ、引き続き公費による安定的な財源を確保していくことが必要である。

インタビュー結果 児童福祉専門職C

◎ 基本的考え方

市町村レベルの児童福祉の専門職は、児童相談所で扱うような重度化した問題の手前でそこにいくまでの経過を丁寧に相談援助できる専門性が必要と考える。高度な専門性を要する問題は児童相談所で対応し、市町村レベルでは、地域の状況が理解でき、地域の住民が相談しやすい実践経験をもった相談員が必要である。そこでは、専門性としては保育士資格をベースとして、保育的な関わりの中で住民に相談援助していく専門職の養成と選も職の地域への認知が重要な仕事と考える。現任訓練については、都道府県レベルで実施ということになるが、研修にどの程度の人的規模を市域から派遣するかについては、職場の人的な手当を考えると課題が多い。

< 領域別 >

1. 児童福祉司のあり方に関して、より専門的力量を持った人材を配置することについて

児童福祉司は、児童相談所で児童のソーシャルワークに関わってきたという理解であるが、資格のあり方を含めて専門性が認知されてきているとは感じない。他方で本年4月以降、児童の相談における市の相談窓口の役割もより重要となってきており、カウンセリング研修等を修了している非常勤の特別職を採用して対応に当たっている。市として当面大きな課題となってくるのは、児童相談にどのような立場をおくかということである。相談において重要な対応を要するものとして、DVと児童虐待の問題があるが、市の役割としては、DVの保護の流れが明確なのに比べて、児童虐待への対応が模索中であり難しい現状を感じる。児童相談所の児童福祉司には、虐待やその他の重度化した児童問題へ対応できる専門性をもった職で対応し、市レベルではそこにいく手前の問題やそこにいくまでの経過を丁寧に相談援助できる専門性が必要ではないか。重要なのは、地域の状況が理解でき、地域の住民が相談しやすい実践経験をもった相談員である。

2. ソーシャルワークとケアワークの専門性を明確にした上で、児童指導員と保育士の専門性を明らかにすることについて

正直、市レベルの現状でソーシャルワークとケアワークの関係について議論があったことはない。市では、地域において子育てサークルや子育てサロンの運営を行ってきているが、そこに関わっていく相談援助は、専門性よりも地域性が重要であると感じているが、それがソーシャルワークなのかケアワークなのか明確でない。他方、児童館や移動子育てサロンでは、より行政としての関わりが求められてきた現場であるが、これまで保育士が担ってきた保育と相談で十分対応できるものであると考えている。保育士がケアワークの資格として親たちに認知され、安心して子どもをまかせながら話したいことをはなせるということこそ重要であり、それ以外の全般的な子どもの問題への対応を必要としないように感じる。

3. 要保護児童対策地域協議会の構成員として、民間の人材をメンバーに入れて活用していくことについて

協議会の設置については、市で今年度中の設置をめざして準備を進めているところである。既存のDV防止ネットワークや児童虐待防止ネットワークを発展的に解消する方向性で考えているので、そことの調整にも手間取っている。また他の自治体の状況なども参考にしている。これまで市の児童福祉に関わってきたメンバー以外で特に入ってくるであろうと考えられるメンバーは、公的な立場では警察であるが、民間と考えられるものでは、人権委員、民生委員、民間保育所、幼稚園であろうか。ただこれらの人々をどこまで民間の立場に位置づけていいのかよくわからない。こちらで必要と考えているのは、こうした人々が地域の視点でみたり考えたり発言してくれるということ。

4. 児童福祉司、保育士、児童指導員などの専門職制度を全体的に調整することについて

これらの専門職制度を調整することについて、これまで、市レベルで議論をもつことはなかった。地域の中に資格や知識をもった専門性がいれば有効とは感じるが、市の立場として児童福祉の専門職全体的な調整と

いう問題について見解を持つのは難しい。他方、市では、子育てアドバイザー制度を実施してきているが、そこで考えているものは、地域の子育てサロン等で保育的な関わりにおいて相談援助する専門職の養成である。専門性としては、保育士で十分足りるイメージをもってつくられている。市レベルで専門職のことを関わっていく場合には、その専門性を住民に認知させていく仕事が重要である。専門性を全面に出しても、住民に認知されないと意味がない。

5. 児童福祉司、保育士、児童指導員などに対する現任教育に関して、長期的な計画に基づき、少人数での演習をより多く取り入れることについて

現任訓練の実施主体としては、市で認定していない資格や専門職の訓練を市が単独で行うことは考えにくい。他方で、子育てアドバイザー制度のような市で登録実施している制度については、市がやらなければいけない仕事である。

都道府県を中心とする現任訓練について、市域からできるかぎり参加してもらいたいのであるが、研修自体は単発では意味がないので、長期になると、今度は、職場から人数を出すのが難しくなってくる。ひとりの人が受ける内容が単発でなく、かつ長期的な視点で修めることができるとよいのではないか。

< 共通 >

6. 次世代育成支援・子ども家庭福祉を推進するための基本的視点

児童相談所における虐待からの保護の場合については、親権を制限して保護するのはやむをえない明確な状況があるのであるが、そこに至る過程が難しく重要である。市レベルで親の支援をしていくときに難しいのは、どこから先が虐待で、また虐待でないかを見極めるのが難しい場合が多いことである。難しいのであるが、そこに関わっていくのが市レベルの仕事ではないか。

7. 次世代育成支援・子ども家庭福祉の基本法体系

基本法レベルの話について市レベルで考えるのは難しい。市の関心でいえば、法体系がどこまで実態にあっていいるかということが重要である。また、基本法体系で地域の実態についてすべて規定していくことには無理があり、市町村が要綱等で運用していく部分というのは少なくない。

8. 次世代育成支援・子ども家庭福祉サービス供給の方法

利用者、提供者が直接向き合う関係を基本とするのは大切なことと考える。地域においては、親と子と援助者が話し合う時間が重要である。そのための直接向き合う関係でなければならない。そのための環境を整えることが市の役割であろう。直接向き合う関係において対応できない問題が出てきたときに、保護で対応するという考え方である。行政の役割は、保護が最終目標ではなく、あくまでも関係の修復が目標である。保護というのは最終手段ではあるが、最終目標ではない。

9. 次世代育成支援・子ども家庭福祉行政実施体制の分権化

行政の実施体制については、すべてを一つの主体でやるというのは反対にみえない部分をつくるように感じる。市町村で一元的に対応するよりは、都道府県等の児童相談所と役割分担しながらやっていく現状のよいところは、それぞれの見方で対応ができることがある。一つの主体が一方的にみるのでなく、複数の主体で多元的に状況を観察し、対応を考えていくことができる。また、一つの主体では、そこが忙しいとほっとかれる危険性がある。DVの問題では、比較的対応が市レベルで明確になってきているが、虐待は、判断も難しく、多元的にみていくことが特に求められる問題である。

10. 次世代育成支援・子ども家庭福祉サービスの財源

市の財源はきびしく、これからは、市でやっていける事業を選んでいく必要が出てきている。この財源はこの事業のための財源であるという明確なものは問題ないが、あとは、どれを削るかという選択の問題になってくる。

他方で、介護保険の実施によって、市レベルでは、本当に利用者等、さまざまな観点で負担が改善しているのかは、難しい面が多々出てきているように感じているので、結論は明確ではない。

インタビュー結果 児童福祉専門職D

◎ 基本的考え方

子どもは個人を越えた社会の財産である。子どもを将来の財産として考える時代がやってくる。社会全体による子育てという考え方方が大切である。日本全体で子どものことを考えた場合に、今の時代、子どもにできるだけ自然体験させてあげたいということを意識すると、例えば元気なお年寄りが地方に大勢いるとすれば、里親登録をしてもらい、小学生にふるさと体験をさせてもらう。そして一定経験を積んだら都会に戻ってくる。そうすれば過疎地も活性化することになるし、お年寄りにとっても、子ども達にとっても様々な経験ができるだろう。勿論、それには様々な難しい問題があるが、子どもは社会の宝であるということをその位の規模で考えていくことも必要ではないだろうか。

< 領域別 >

1. 児童福祉司のあり方に関して、より専門的力量を持った人材を配置することについて

任用方法や研修体制は不十分である。児童福祉司は任用された1年目から虐待に対応する力量を有していない。10年、15年位の一定経験を有しているものの専門性の上に乗るという形での専門性が必要である。その専門性は保育や養護など狭い枠内だけではなく、法律、社会学、臨床心理学等も含めて広い範囲の力量があるとよい。児童福祉行政が市町村におりてくる中で、ハイレベルな専門性が担保できるならば児童福祉司が市町村に駐在する形でも良いだろう。しかし、今の実態では自治体によって質の格差が付きやすい。

2. ソーシャルワーカーとケアワーカーの専門性を明確にした上で、児童指導員と保育士の専門性を明らかにすることについて

児童養護施設では、今まで養護計画を立てるのが児童指導員で、そのお手伝いをするのが保育士という形であったと思う。保育士は法改正によってケアの領域とソーシャルワークの領域を複合したと考えていよいだろう。ケアワーカーとソーシャルワーカーの2重構造があり、さらにステップアップしたのが保育ソーシャルワークというイメージであるが、あえて理屈をつけるならばその保育ソーシャルワークをイメージしているのが児童指導員である。

3. 要保護児童対策地域協議会の構成員として、民間の人材をメンバーに入れて活用していくことについて

ソーシャルワーカーを事務局として、地域の様々な資源を活用していくと考えた時に、関係性の高い民間の人材を入れることはとても大切である。社会全体で子どもたちを守るという土壌をつくるだけでなく、これまで発見できなかった様々な資源についてお互いに把握し、情報共有することができる。積極的にヒアリングに出向いて役割として入れていき、民間の主体的、創造的な活動を引き出していくことが大切である。関与の方法は協議会メンバーの一員、臨時構成員という形など必要に応じて変えればよい。

4. 児童福祉司、保育士、児童指導員などの専門職制度を全体的に調整することについて

児童福祉司と保育士・児童指導員が違うのは当たり前である。保育士と児童指導員の区分は今まで非常に曖昧だったが、保育士が法定化され、施設の中だけでの活動でない時代がやってきていることを勘案すると、児童福祉司と保育士だけでもいい。あえて児童指導員制度に拘らなくてもいい。児童福祉司は名称がそのまま残るかどうかは別にして、もっとソーシャルな法律も地域も含めた役割を担うことになっていくだろう。そうした場合、その手足となるような保育士がいてもいい。児童厚生員は児童館に勤務し、健全育成も担っているため保育士といわば児童厚生員としている。その辺りも非常に曖昧である。

5. 児童福祉司、保育士、児童指導員などに対する現任教育に関して、長期的な計画に基づき、少人数での演習をより多く取り入れることについて

現任教育は得た結果が有効であるというよりは、自ら必要とすべき課題がみえてくることに価値がある。体験授業的な研修や交換研修を通して自ら得た課題をどう位置づけるかということに対して指導者がいるという形があるといい。

保育士や児童指導員を考えると、10年、15年くらい一定経験を積んだ後にその実力を意識化させ、より高度な専門性を学ぶ為に研究機関・学習機関へいく機会を提供するという仕組みがあると良い。それは子育て支援的、保健的、心理的、社会的、家族援助的な領域で、保育保健師、保育心理士等という形である。それをステップに地域活動に踏み込むという形もあるだろう。

< 共通 >

6. 次世代育成支援・子ども家庭福祉を推進するための基本的視点

子どもという括りでは一括りにできるけれども具体的な内容は全く違う。それを児童福祉で括ろうとする難しさがある。子ども虐待に対応する仕掛けは児童福祉司の任用方法をパワーアップした専門的力量によって子どもを守り、家庭への介入を行う。子どもを育てるサービスの普遍化については、今後保育所を格としてNPOなど様々な地域の関係機関によってネットワーク化することになるだろう。それらを意図的に統合化する必要はない。

7. 次世代育成支援・子ども家庭福祉の基本法体系

属性分野に留まることなく子どもに関する領域の法律が児童福祉法に全部吸収されるとすれば、保育・子育て支援サービスについては保育サービス推進法、子育てサービス推進法というような別の法律があつてよい。虐待など養護を中心とした部分はかなり個別性があるだろうから公法である児童福祉法に治まる必要があるし、養護問題、経済的な問題、人権に係る問題についても、児童福祉法によって保育所入所等の一定定員を行政が担保する必要がある。

8. 次世代育成支援・子ども家庭福祉サービス供給の方法

親が子育てをするための資源として保育施設を利用する仕掛けは当然行政を介入させる必要はないので、直接その地域の保育施設と契約するということでいい。直接契約で希望する人はサービスを受け、応分の自己資金でそれを利用する。それ以外に公的な領域としていきつく少しの部分は一定定員担保する必要がある。その方法は、法律を明確化して示すことだろう。

9. 次世代育成支援・子ども家庭福祉行政実施体制の分権化

国が一本化していく時代ではない。子どもの多い少ないも出てくるわけであるし、地域によって地域性があつて当たり前である。その上で質を一定担保する必要のある領域については、児童福祉司関係を市町村に駐在させたり、派遣させたりして専門性を担保する。地域活動がネットワーク化されていくだろうが、それは市自体が推進役になって民間を含めて様々な施設・機関とともに主体的、創造的な活動を推し進めていくことが必要だろう。

10. 次世代育成支援・子ども家庭福祉サービスの財源

保険の時代になってきている。税金では難しいかもしれない。育児保険が導入されれば国民はかなり自己負担をしなければならないが、財源は安定するだろうし、子どもは個人を超えた財産であるという認識が益々強くなるだろう。勿論企業の拠出金や一部税金も入らなければ当然通用しない。今、介護保険が見直されて少しづつ改善されているが、育児保険も同じようになるだろう。ただ中身が大分違うから、あえて介護保険に一本化しなくてもいい。施行するにあたっては中身や拠出方法、保険の出し方、保険者の対象年齢等色々な課題があるだろう。

インタビュー結果 児童福祉専門職E

◎ 基本的考え方

ソーシャルワークとケアワークについては、北米でみられるような、ケアワークを学部レベルの教育を受けた人材、ソーシャルワークを大学院レベルの教育を受けた人材というイメージで考えることができる。専門性を教育課程で修めて現場経験を積むのであるが、職場のなかで専門性の受け皿をつくっていくことも必要である。また現場から定期的にできるだけ長期にわたって研修に出ることで自らの仕事や役割を見つめ直す機会が必要である。児童福祉司については、市町村において専門性を確保することと同時に、当面は、都道府県によるスーパーヴァイズやバックアップが必要である。児童の専門職のもつ専門性について社会的認知をえていく努力も求められてくる。

< 領域別 >

1. 児童福祉司のあり方に関して、より専門的力量を持った人材を配置することについて

児童福祉司により専門的な力量をもった人材を配置するのは当然必要と考える。特に、採用の時点で社会福祉の専門性を身につけた人材を採用することが必要である。これからは、地域で第一線の窓口となる市町村に対して、児童相談所の児童福祉司がスーパーヴァイザーとなることも必要となってくる。そのためにも、大学や大学院でソーシャルワークの教育を受けた人材を採用し、児童福祉施設等で実務経験をもつか、あるいは採用後に一定期間、現場に配属し実務経験をもった上で、児童福祉司としての仕事に就くのがよい。

2. ソーシャルワークとケアワークの専門性を明確にした上で、児童指導員と保育士の専門性を明らかにすることについて

ソーシャルワークとケアワークについては、北米でみられるような、ケアワークを学部レベルの教育を受けた人材、ソーシャルワークを大学院レベルの教育を受けた人材というイメージで考えることができる。また土台は社会福祉の基本的な勉強をした上で、ケアワークやソーシャルワークの専門的な勉強を積み上げるという考え方もある。その点では、保育等にみられる二年制の教育課程には限界があるだろう。

他方で、専門性を修めても、職場である児童福祉の現場でそうした人材のもつ専門性の受け皿があるかというと、わが国ではその部分の成熟が不十分である。教育における専門性と同時に職場における業務の専門性の整理も必要である。

3. 要保護児童対策地域協議会の構成員として、民間の人材をメンバーに入れて活用していくことについて

協議会の性格上、是非とも民間の人材の活用が必要である。地域の納税者の立場や地域の問題に対する関心の側面から、一般市民の公募による構成員となることも考えられる。児童福祉問題について地域の理解や関心を高めることは重要な課題となっており、その点からも、ニュートラルな立場である地域住民の参加が必要と考える。もちろん、N P Oやボランティアなど、専門性をもって関心を持って取り組んでいる人材の活用も必要であるが、ニュートラルな立場の人材も重要である。

4. 児童福祉司、保育士、児童指導員などの専門職制度を全体的に調整することについて

児童福祉の専門職という考え方であるならば、専門職同士が専門職団体をつくって、児童福祉専門職についての社会的承認をえていくということも必要である。資格制度については、公的な制度の側面も強く、全体的な調整を行うのは容易ではない。専門職団体を横断的につくって倫理綱領を策定したりすることで、専門職制度についての考え方についても整理されてくるかもしれない。専門性の社会的認識を高めることが必要。

5. 児童福祉司、保育士、児童指導員などに対する現任教育に関して、長期的な計画に基づき、少人数での演習をより多く取り入れることについて

現任訓練については、保育士などを中心として少しづつ体系化されてきている。また、長期的な計画のもと少人数での演習をとりいれることに賛成である。職員の経験や職場での立場に応じて、対子どもとの関係、親や家族との関係、施設の運営管理など取り組むべき課題はかわってくる。それぞれの課題にあわせた研修の積み上げを長期にわたって行うことが必要である。

他方で、研修の機会を使って、職場を離れて、自己の実践や学習をふりかえる時間を持つことが必要である。そのためには、研修の時間を半年や一年など長期にわたって保障し、その間に海外に出て実践を学ぶ機会をもつなど、日々の実践から距離をおいて考える機会をもつことができるとよい。

< 共通 >

6. 次世代育成支援・子ども家庭福祉を推進するための基本的視点

基本的な考え方は、相談窓口と専門的機能をもつ児童相談所の組み合わせである。相談支援は、市町村を第一線として行っていくことには賛成であるが、現状の体制や専門性がともなっていない状態で、市町村で対応していくのは無理がある。親権の制限等については、法的にきちんと位置づけ上で、児童相談所でひきつづき対応していくのがよい。いずれは、市町村に機能や体制を整備して市町村で担うということがよいとは思うが、現状で行なうことは難しい。

7. 次世代育成支援・子ども家庭福祉の基本法体系

普遍的なサービスを提供する育児支援法と社会的養護などを規定する児童福祉法との棲み分けについては、あまり必要性を感じない。児童福祉の実施にとって必要な法的規定について明確に児童福祉法の中に位置づけるという観点で、児童福祉法を強化していくことは必要と考える。

8. 次世代育成支援・子ども家庭福祉サービス供給の方法

サービス供給の方法については、いまのようなかたちでもよいと考える。措置制度の意義は明確にして残していく必要がある。

9. 次世代育成支援・子ども家庭福祉行政実施体制の分権化

行政実施体制を市町村を中心としていくことはのぞましい方向性であると考えるが、専門性や権限、また条件整備において現状ではできる状況になっていない。今回の改正では市町村が第一線となってしまっているが、まず児童相談所が先に対応してから市町村へ移管する方がよかつたのではないか。地域に対応をおろしていくほど専門性のばらつきによる対応のばらつきが出てくる。市町村の条件整備が整うまでは、児童相談所が対応を保障していく必要がある。

10. 次世代育成支援・子ども家庭福祉サービスの財源

社会保険システムについては、国民が納得して保険料を拠出できるということであれば、問題ないが、納得できないのにしくみをつくっても意味がない。財源が厳しくなっていく中で、税財源でやっていくことはサービスの水準を落とす結果になることが前提であるならば、保険の必要性はある。しかし、結婚や子育てに関わる部分は人生の選択の部分が大きく、そこに保険の概念を持ち込むことがどの位の理解を得られるか。保険の仕組みをつくっていくのであれば、まずは教育をとおして国民全般が認識を共有し、理解をもてるような下地をつくる必要がある。教育を子どもの時代から行なうことで保険のしくみをとおして児童福祉に対する社会的認識がつくられていくとすれば、意義は大きいであろう。

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

| 著者氏名 | 論文タイトル名 | 書籍全体の 編集者名 | 書籍名 | 出版社名 | 出版地 | 出版年 | ページ |
|--------------|-----------------------|------------------------|-----------------|-------------------|-----|------|-------------|
| 柏女靈峰 (単著) | ―― | 柏女靈峰 | 次世代育成支援 と保育 | 全国社会 福祉協議 会 | 東京 | 2005 | 全138 ページ |
| 柏女靈峰 (編著) | ―― | 柏女靈峰 | 市町村発子ども 家庭福祉 | ミネルヴ ア書房 | 京都 | 2005 | 全243 ページ |
| 新保幸男 | 保育サービス提供主 体の多様化 | 渋谷博史 平岡公一 | 福祉の市場化を 見る眼 | ミネルヴ ア書房 | 京都 | 2004 | 255-270 |
| 新保幸男 | 児童虐待発生要因と 政策対応の方向性 | 国立社会保 障・人口問題 研究所 | 子育て世帯の社 会保障 | 東京大学 出版会 | 東京 | 2005 | 285-306 |

雑誌

| 発表者氏名 | 論文タイトル名 | 発表誌名 | 巻号 | ページ | 出版年 |
|--------|--|--------------------------|---------|-------|------|
| 柏女靈峰 | 児童家庭福祉制度再構築 のための児童福祉法改正 要綱試案(第一次版) | 淑徳大学社会学 部紀要 | 第39号 | 13-24 | 2005 |
| 柏女靈峰 | 次世代育成支援・子ども家 庭福祉施策のゆくえ | 月刊福祉 | 第88卷第6号 | 16-19 | 2005 |
| 柏女靈峰ほか | 児童家庭福祉制度再構築 のための児童福祉法改正 要綱試案 | 日本子ども家庭 総合研究所紀要 | 第41集 | 27-42 | 2005 |
| 柏女靈峰 | 次世代育成支援の動向と 保育の課題 | 保育年報 | 2005年版 | 9-15 | 2005 |
| 柏女靈峰 | 少子化対策から次世代育 成支援対策へ | 母子保健情報 | 第52号 | 3-7 | 2005 |
| 柏女靈峰 | 保育制度改革を促す3つの 潮流 | 保育年報 | 2006年版 | ―― | 近刊 |
| 柏女靈峰 | 児童相談所運営指針通史 | 淑徳大学大学院 総合福祉研究科 紀要 | 第13号 | ―― | 近刊 |
| 柏女靈峰ほか | 児童家庭福祉制度再構築 のための児童福祉法改正 要綱試案(最終版) | 日本子ども家庭 総合研究所紀要 | 第42集 | ―― | 近刊 |

《執筆者紹介》

柏女 霊峰（かしわめ れいほう）

第1章、第2章2、3、第3章、第4章、第5章
淑徳大学総合福祉学部教授、同大学院教授。日本子ども家庭総合研究所子ども家庭政策研究担当部長。臨床心理士。
『現代児童福祉論』（誠信書房）『児童福祉社改革と実施体制』（ミネルヴァ書房）
『児童福祉の近未来』（同）『こころの道標』（同）『子ども家庭福祉のゆくえ』（中央法規）『子育て支援と保育者の役割』（フレーベル館）『次世代育成支援と保育、
（全国社会福祉協議会）

小木曾宏（おぎそひろし）

第7章

淑徳大学総合福祉学部助教授、社会福祉実習教育センター長
「Q&A子ども虐待問題を知るための基礎知識」（明石書店）『よくわかる社会福祉現場実習』（明石書店）『児童自立支援施設の可能性』（共著、ミネルヴァ書房）

浅野由美子（あさのゆみこ）

第6章

千葉県児童家庭課副主幹
横田路子（よこたみちこ）

第6章

千葉県児童家庭課副主査
佐藤まゆみ（さとうまゆみ）

第2章1

淑徳大学大学院社会学研究科社会福祉学専攻博士前期課程

次世代育成支援と 育育保育

子育ての応援団になろう……

霊峰
Reiko
Ryōfumi

全注釈

◎ニューエープ子ども家庭福祉——

市町村発 子ども家庭福祉

2005年11月25日 初版第1刷発行

検印施上

定価はカバーに
表示しています

編著者 柏 女 霊 峰 三
発行者 柏 杉 田 啓 雅 博

発行所 株式 会社 ミネルヴァ書房
607-8494 京都府山科区日ノ岡堤谷町1
電話075(561)5191 搭管010-0-8076番

©柏女靈峰ほか、2005

ISBN4-623-04490-4
Printed in Japan

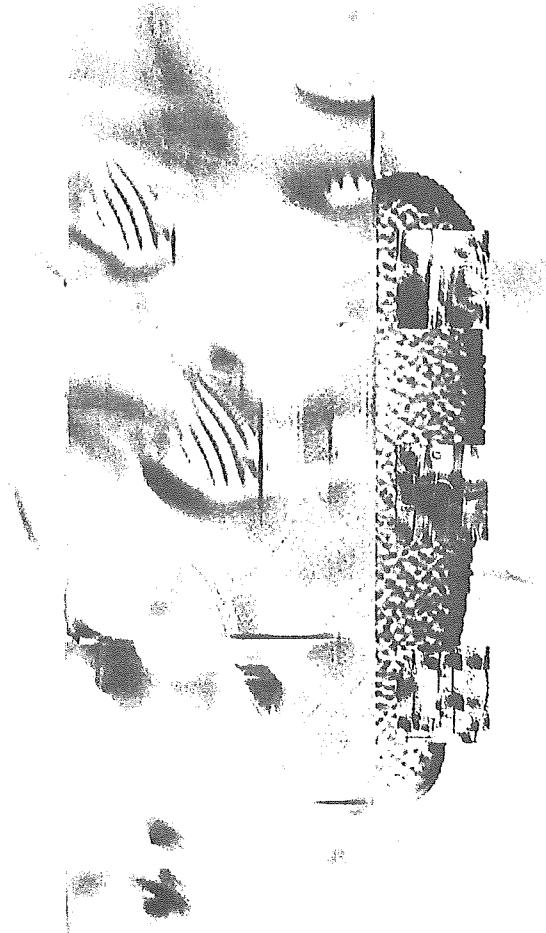
創刊

市町村発 子どもの家庭福祉

その制度と実践

柏女靈峰——編著

福祉の実務が大幅に市町村に移されている。子ども家庭福祉も例外ではない。しかし、子育て支援、児童相談、子ども虐待防止など体制の整備が進まない市町村も多い。本書は、市町村で取り組む子ども家庭支援のあり方や実際を提供し、今後の施策の実行に具体的に役立つことをねらいとしている。



次世代育成支援と保育 子育ち・子育ての応援団になろう

2005年4月8日 初版1刷発行

定価——本体1200円(税別)

著者——柏女靈峰

発行者——松尾武昌

発行所——社会福祉法人全国社会福祉協議会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL 03-3581-9511 FAX 03-3581-4666

振替 00160-5-38440

印刷——篠井工文社

ISBN 4-7935-0803-0 C 2036 ¥1200E

*落丁・乱丁本はおとりかえします。 不許複製

第一章 保育サービス提供主体の多様化

—保育ビジネスを中心として—

新保 幸男

1 保育ビジネス活性化の背景

少子化対策の理念と施策の大枠を定める「少子化対策基本法」(2003年7月23日成立), 地方自治体や従業員300人を超える企業に子育て支援の具体的行動計画の策定を義務づけている「次世代育成支援対策推進法」(2003年7月9日成立)など, 子育て支援に向けての制度改革が進みつつある。

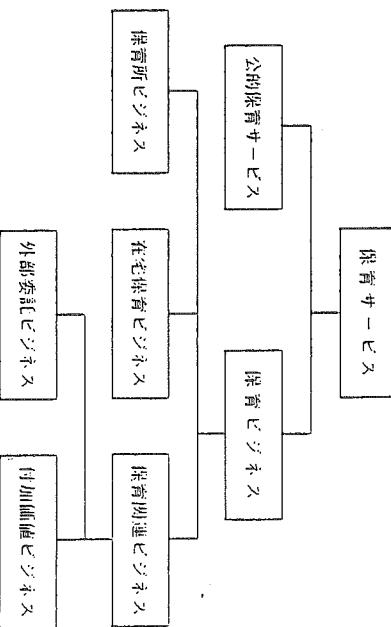
これらの制度改革に影響を与えたながら少し先行しつつ進んできたのが, 保育サービス分野における規制緩和の動きである。1997年の児童福祉法改正における認可保育所利用の選択性への移行を基点とし, 「保育所の設置認可等について」(2000年3月30日厚生省児童家庭局長通知)¹¹⁾では, 民間企業が認可保育所を設置運営できるようになってから少しあり、「規制改革推進3カ年計画」(2001年3月30日閣議決定)では, 認可保育所完員基準の緩和, 会計基準緩和による事業拡大インセンティブの付与などが進められた。また, 総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」を踏まえて「規制改革推進3カ年計画」の改定(2002年3月29日閣議決定)が行なわれ, 公設民営方式の導入による公立保育所の民間への運営委託等が推進された。

これらの動きは, 本章で扱う保育ビジネスの動きを活性化する素地を提供し, 保育ビジネスの活力で保育サービスの領域が拡大されることに寄与したと考えられる。もちろん, 認可保育所の役割を重視する見解¹²⁾, 公的保育制度を前提に民間非営利法人による保育サービス提供を重視する見解などもあり, 保育ビジ

図11-1 保育サービス体系図

ネスの拡大を必ずしも賛成する意見ばかりではない。これらの意見とともに、ベビーシッターなどの在宅型保育サービスなどとの関連、保育サービスを提供するための資金を誰にまわすべきかをめぐる児童手当制度との関連、障害児の在宅分野に導入された支援費支給制度との関連、補助金・交付金・税財源などの税財政改革などの動向もふまえた子育て支援システム全体の検討を行なう必要がある。しかし、本章では、そこまで手をひろげることはできないので、今回のテーマである「保育ビジネスをめぐる現状と課題」にしほって議論を進めしていく。

なお、本章では、「保育サービス」を「保育に関する支援を一定の施設もしくは自宅などで人間を介して直接提供すること」を意味する言葉とし、その提供者が公に属しているか営利組織に属しているか、もしくはNPOなどの非営利組織に属しているか否かも問わない。一方、「保育ビジネス」については「株式会社、有限会社といった営利目的の組織もしくは、営利目的の個人が、その営利を目的として実施する『保育サービス』を意味する語として用いる。また、第3節から第5節にかけて述べる「保育所ビジネス」「在宅保育ビジネス」「保育関連ビジネス」は、いずれも「保育ビジネス」の下位概念として整理し、「保育所ビジネス」とは「保育ビジネス」を認可外保育所(第2節で記述する認定保育所等の中間形態を含む)などという場と組織をもつて提供することをさす。「在宅保育ビジネス」は「保育ビジネス」の下位概念として、「保育ビジネス」を個人宅などで提供することをさす。「保育関連ビジネス」は保育サービスを直接提供するわけではないが、保育サービス提供に必要な業務の一部を外部委託(「外部委託ビジネス」)したり、保育サービスの提供を本来のビジネスに効果的に活用し本業のビジネスに付加価値を添えるようなビジネス(「附加価値ビジネス」)のことを指す。「外部委託ビジネス」で受託する業務は、「保育所ビジネス」に必要な業務だけではなく、「公的保育サービス」に必要な業務を受託することもある。以上の相互関係を図示すると図11-1のようになる。



本章では、第2節で保育ビジネスをめぐる社会状況の推移について主としてベビーホテル問題との関連を扱った後に、第3節で「保育所ビジネス」、第4節で「在宅保育ビジネス」、第5節で「保育関連ビジネス」についてそれぞれ記述し、最近の保育ビジネスの状況について検討する。

2 保育ビジネスをめぐる社会状況の推移

保育ビジネスの動きを活性化する一連の制度改革が必要であった背景には、保育サービスに対する需要の増加がある。都心部の認可保育施設における0歳、1歳という年齢層や延長保育に対するサービス供給不足という状況などのため、利用者負担が少々高くとも利便性の良い保育サービスの供給を求める声が強まっていた。

このような声に対して、まず対応したのが、いわゆるベビーホテルと呼ばれ認可外保育施設である。「子どもにとってよくない」という理由で認可保育所が対応にくかった年齢層や延長保育部分について、フルタイム労働で其働きを行なう家庭の保育需要を満たせいため、1960年代の半ばには、ベビーホテルという認可外保育施設に対する需要が高まった。

しかししながら、認可保育所とは異なり、当時の措置費（現在の保育所運営費用）などを認可外保育施設は受けたことができないため、利用者側の経済的負担が多いにもかかわらず、「職員配置が手薄になりやすい」「狭い部屋」など厳しい運営が行なわれていた。そのような時期に、1980年9月の松山での死亡事故などが社会問題として取り上げられ、1981年には児童福祉法に、悪質な施設に対する報告および立入調査権限（児童福祉法第59条）が創設されるとともに、「無認可保育施設に対する当面の指導基準」（1981年7月2日発第566号児童家庭局長通知）が示され、認可外保育施設に対する指導監督が行なわれるようになった。

しかし、児童福祉法第7条で定めるところの児童福祉施設でもなく、社会福祉事業法（現在の社会福祉法）で定める社会福祉事業でもない認可外保育施設に対する指導監督は、後手になることが多く、残念な事件⁽¹⁾が後を絶たなかつた。このため、2002年10月からは、児童福祉法の改正により、認可外保育施設に対し、(1)都道府県知事等への事業開始の届出、(2)運営状況の報告、(3)契約時書面交付等が義務付けられるとともに、(4)報告等により都道府県知事が得た情報を公表することにより、利用者が施設やサービスを安心して選択し得るよう情報提供を推進することが明記された。また、従来から規定されている都道府県知事等による事業停止等の命令権限に加えて、改善勧告およびこれに従わない場合の公表等が規定された（児童福祉法第59条から第59条の2の7）。

この改正は、認可外保育施設に対する一定の規制であるが、この規制が行なわれることによって、利用者サイドが安心して認可外保育施設を利用するうえで効果がある改正であるだけではなく、都道府県政令レベルが設置条件の緩和など独自の基準を設けて導入した認証保育所⁽²⁾（東京都）や認定保育所（神奈川県内の自治体の一部）といった、認可保育施設と従来の認可外保育施設との間に位置づけられるような保育サービスの供給増加に寄与していると考えられる。このような中間形態の保育施設が地方自治体により規定されたことにより、利用者側の信頼感が増し、そのことが、第3節以降で検討する「保育ビジネス」の発展に寄与している。

3 保育所ビジネス

第1節の最後で述べたように、本章で「保育所ビジネス」は「保育ビジネス」を認可保育所（認定保育所等の中間形態を含む）という場と組織をもつて提供することをさす。

保育所ビジネスは、認可保育施設ではない認可外保育施設であるという点においては共通しているが、第2節で述べたように、地方自治体が設定した中間的基準を満たしかつ登録しているか否かによって、2つに区分することができる。本節では、地方自治体が設定した中間的基準を満たして登録している認可外保育施設を「自治体認証保育所」、それ以外を「認証外保育所」と呼ぶ。東京都で認証保育所制度が導入されたのが2001年5月であり、その後、神奈川県内の各自治体で2002年4月から類似の制度である認定保育所制度が導入された。東京都の認証保育所として認められているのは、2003年8月1日現在で167保育所あり、うちA型認証保育所（駅前保育所型）が102、B型認証保育所（小規模）が65である。

東京都の認証保育所のような「自治体認証保育所」は、神奈川県ほかの都市部を中心に今後増加することが予想されるが、現在どのような法人が運営を行なっているのかについて東京都の認証保育所を例にみると、次のような特徴をもついくつかのグループがみられる。

第一は、乳幼児ビジネスの延長で「自治体認証保育所」の経営に乗り出した法人である。たとえば、ベビーシッター派遣を行なってきたボンズコーポレーション、育児用品の製造販売で子育て家庭に信頼を有しているピジョン株式会社、通信教育を出发として高齢者介護における実績を有するベネッセコーポレーション、幼児教育分野の延長として認証保育所のランチチャイズ化を進めているピオキオ幼稚園などをあげることができる。

第二は、土地や建物を有している法人が「自治体認証保育所」の経営に乗り出す場合である。この場合、保育サービスを提供して利益を上げることと同時に

に、土地・建物の賃貸収入を得ることや、保育サービスを行なうことによるその他の付加価値も目指している。たとえば、東京都の認証保育所第1号である「J キッズ・ルミネ北千住保育園」は JR 東日本が北千住駅ビル内に設けたものである。JR 東日本が場所を提供し、埼玉県所沢市の社会福祉法人「桑の実会」が運営している。駅ビル内にあるため、通勤途上にあづけられるという利便性がある。JR 東日本と同様の鉄道事業を手がけている小田急電鉄の子会社である小田急商事が小田急線喜多見駅近くで運営している「小田急ムック保育園」は小田急商事が今まで手がけてきた小売(ストア)事業との相乗効果を目指されていると思われる。一方、JR 東日本が駅型保育所として最初に手がけた中央線国分寺駅近くのホテルにある「国分寺」キッズ・ステーション」は認証保育所ではなく、2002年5月に認可保育施設に移行している。

第三は、1968年にスタートした東京都保育室補助制度による補助を受けた共同保育室(制度上は無認可保育室)が認証基準をクリアして認証保育所として登録したケースである。「共同保育室にんじん」「まごめ共同保育所」「じゅがいも共同保育所」がこれに該当する。営利目的ではなく、長時間保育の必要などで認可保育施設を利用できにくい保護者が中心となって、地域と一緒にになって共同で作り上げてきた無認可保育室が前身であり、子育てに関する互助組織としての性格を有している。同じ共同保育室グループの中には多摩市にある「はとっぽ共同保育室」のように、営利性を取り込むことに反対して、認可保育施設への移行を目指している共同保育室もある。「はとっぽ共同保育室」は多摩市からの土地提供や自己資金の確保を目指して、認可をすすめる会を結成するなどの活動を行なっている。

保育所ビジネスを考える場合、その施設内で生じる事件・事故の影響は甚大である。たとえば、ちびっこ園グループは首都圏や関西で計63カ所の無認可保育所を運営していたが、2001年3月に発生した「ちびっこ園池袋西」における園児死亡事件の直後から、廃園や営業譲渡が相次ぎ、元社長に対する有罪判決が東京地方裁判所で出された2003年1月22日現在では21カ所に縮小している。また、残った園も施設名称等の変更を行なっている。子どもという対象を扱う

以上、安全面での配慮が不可欠であることは当然であるが、「ちびっこ園池袋西」の事件は経営面からみても、安全への配慮が最優先事項として考えられるべきものであることを如実に示している。どんなに安全面への配慮をしても事故が起きてしまうかもしれない。しかし、営利性を活力とした「自治体認証型保育所」やそれ以外の「認可外保育施設」にしろ、営業面や利用者の利便性だけではなく、安全面への配慮を十分行なうことができるかどうかが今後の展開に大きな影響を与えるものと思われる。

4 在宅保育ビジネス

在宅保育ビジネスの代表格は、ベビーシッター業である。1980年代半ばには全国的主要都市に現れはじめ、在宅保育の専門職として一定の役割を果たすようになった。ベビーシッターは、子どもの家庭に入り、家庭における子育てを直接支援する在宅保育ビジネスである。家庭の中に入つて保育を行なうベビーシッターは、家庭での育児方針を尊重しながら一人ひとりの子供の個性や発達に応じた個別保育を行なうという特徴を有する。認可保育所が1カ月3万円程度、無認可保育施設が1カ月6万円程度の利用料であるとすると、個別に対応するベビーシッターの利用料は割高で、1時間あたり1500円(昼間)～2500円(夜間、休日)程度である。仮に、時間単価2000円で、1日10時間、月に20日利用すると月額40万円の経費がかかることになる。これでは、通常の家庭では利用できないので、多くの場合、認可保育所や無認可保育施設における延長保育部分の利用と並行して、通常の延長保育時間である7時ころまでにお迎えできない場合に、1日2時間程度月に10日くらい利用するという家庭も多い。この場合、月の利用料は時間単価2500円で20時間、月額5万円程度におさまる。また、病気回復期である病後児に対する家庭での保育という側面から、子どもの病気回復期に活用する家庭もある。住み慣れた自宅で安静に過ごすことができるというメリットは大きい。

保育所ビジネスと同様、ベビーシッター業などの在宅保育ビジネスも、事故

が起こらないようにするための研修や、サービス基準、職員研修などに力を入れている。ベビーシッター業界唯一の公的な全国組織である「全国ベビーシッター協会」は、1989年10月に任意団体として設立され、1991年には厚生省（当時）の認可を得て「社団法人全国ベビーシッター協会」が設立した。任意団体から現在に至るまで、ベビーシッターの資質向上や利用者への情報提供に力を入れており、1993年3月には、ベビーシッター事業者およびベビーシッターを対象として「ベビーシッター自主基準」を作成して、良質なサービスを提供することによる信頼の獲得につとめている。

ベビーシッター業界は、子どもの家にベビーシッターを派遣するという従来からあるサービスだけではなく、ホテルや劇場などにベビーシッターを派遣して、そこで、大人たちが大人たちの時間を楽しむ間、ベビーシッターがお世話をするという形でのサービス提供も行なっている。たとえば、京王プラザホテルやヨコハマグランディンターコンチネンタルホテルなどでは、ホテル内に保育室を設けて、ベビーシッター派遣会社からベビーシッターの派遣を受けてサービスを提供している。ホテルの付加価値を増すうえで効果的な方策であり、利用者にも好評のようである。

また、ベビーシッターに期待する保育の中身にも教育的要素が盛り込まれ始めおり、知育教育、音楽教育、英語教育、情操教育などをベビーシッターによるサービスの中に付加的に盛り込むことも増えている。さらには、ベビーシッター業界そのものが、在宅保育ビジネスの世界から飛び出して、教育的色彩の濃い保育所ビジネスに展開する例もみられる。たとえば、ポピングスコーポレーション（東京・渋谷、中村紀子社長）は提携している英国の「ノーランド・カレッジ」の名前を付けた日常的なしつけに英語を使う早期英語教育を特徴とした保育ビジネスを展開している。ファミリー・サポート（東京・渋谷、中輪慈子社長）は都内や神奈川県で、英語を主体とした保育所を多店舗展開する子育て施設である。また、アルファ・コーポレーション（京都市、長木昌則社長）は生後3～4カ月の乳児向けに知育コースを新設し、エルバ（東京・港、渡辺悠子社長）は、音大卒の保育士が歌で情操教育を提供する保育所を2003年に4カ所

開設し、利用料は月額12万円程度を想定している。幼稚園と幼児教育教室の両方に通うことや、保育所とベビーシッターとを掛け持ちで利用することを考えると、早期教育に熱心な家庭のニーズを捉えた保育ビジネスであると考えることができる。

さらに、働く女性の増加に伴い企業などからの要望が多い事業所内保育所運営の受託を強化し始めたベビーシッター派遣会社も多い。たとえば、先に述べたポピングスコーポレーションは、資生堂本社ビルが汐留に移転するのを機会に、隣接するビル内で資生堂社員を対象とした事業所内保育所の運営を9月から受託する。¹¹⁵ 資生堂のように女性社員が多い職場などでは、優秀な女性従業員を確保するために事業所内保育所を設置するケースも多く、病院、デパート、特別養護老人ホームなどの事業所内保育所をベビーシッター派遣会社が受託している。ベビーシッター派遣会社は、保育所といふハードに重点を置かないと、比較的初期投資を少なく事業展開しやすい特徴をもつ。児童手当法に基づく児童育成事業の一環として、施設整備費の助成が行なわれていたり、次世代育成支援対策推進法のもとで300人以上の従業員をかかえる事業会社に対して子育て支援の具体的行動計画の立案が求められるため、今後、事業所内保育所の運営やベビーシッター派遣に関する法人契約などの受託が進むものと思われる。¹¹⁶ またこの傾向に、不動産賃貸料の低下という現象もプラスに作用し始めている。

5 保育関連ビジネス

第3節、第4節でそれぞれ扱った「保育所ビジネス」および「在宅保育ビジネス」は、保育というテーマを中心にはじめてビジネスを開拓している企業の状況などを検討してきたが、本節では、当該ビジネスのメインテーマは他においているが、そのビジネスで培ったノウハウを用いて保育所ビジネス、在宅保育ビジネス、公的保育サービスなどの業務の一部を外部委託として受託しているビジネス（「外部委託ビジネス」）や、メインテーマであるビジネスに付加価値を

設けるために保育サービスを活用しているビジネス（「付加価値ビジネス」）について扱う。

（1）外部委託ビジネス

保育関連ビジネスとしての外部委託の代表は、保育所の調理業務である。認可保育施設、認可外保育施設を問わず、調理業務を外部委託している保育所は多い。保育所における昼食などの食事は、子どもの発達や健康状態に深く関係するので、もともとは認可保育施設の条件として調理業務は(1)保育所の職員が(2)保育所内の調理場にて調理したうえで、食事を出すこととなっていた。しかし、「保育所における調理業務の委託」（1998年2月18日、児発第86号厚生省児童家庭局長通知）によって、(1)保育所の職員という部分について、第3者に委託することが可能となった。背景には、地方分権推進委員会の第2次勧告もあり、一気に(2)保育所内の調理場ではなく、外部の調理場などとまとめて作って保育所に運ぶという方法を許可すべきではないかという点も議論されたが、離乳食・幼児食への配慮、アレルギー・アトピー等への配慮などの必要性から、保育所内の調理場で調理することは認可保育所の条件として残っている。⁴⁰⁾

外部委託の第二の例として、保育士の派遣をあげることができる。保育所ビジネスの場などでは、保育所を経営する主体が直接に保育士を雇用するのではなく、人材派遣業者などから保育士有資格者を有期で派遣してもらう契約を結んだり、当該保育所で働く人材の全部を人材派遣会社から派遣してもらうという形式で、優秀な人材確保を目的とする人材確保業務のかなりの部分を外部委託している保育所ビジネス会社もある。また、保育士だけではなく、民間企業での経験を生かしたマネージメントを期待して、保育所長や専務部門の人材を人材派遣会社から派遣してもらうという外部委託をしている会社もある。

外部委託の第三の例は、経営部分の外部委託である。保育ビジネスのフランチャイズについては、第3節で「ピノキオ幼児舎」の例を挙げたが、そのほかに、「ファミリーサポート」や「ピジョン」の子会社なども同様の方向で事業展開をしている。また、公認会計士、税理士などが経営コンサルタントという側面からバックアップしている。

（2）付加価値ビジネス

当該企業のメインテーマであるビジネスに付加価値を設けるために保育サービスを活用しているビジネスも多い。たとえば、マンション分譲を行なう「ナイス」は、深夜まで子どもをあずかる保育施設を併設したマンションを販売し、子育て家庭やこれから子育て期に入る家庭のマンション需要に積極的に対応しようとしている。このことにより、マンション販売競争に勝ち抜くことを目指しており、マンションという建物に保育という付加価値をつけて販売しようという戦略である。

保育所ビジネスそのものに付加価値を付けるという付加価値ビジネスもある。「アルファ・オメガソフト」という富士通系のベンチャー企業は、携帯電話で保育施設にいる子どもの映像を見られるシステムを開発し、そのシステムが、JR 東日本各駅で展開される認証保育施設に導入されることになっている。子どもを保育施設にあずけている親にとって、保育所にいる子どもの様子は気になる事柄であり、このサービスの開始は、保育所ビジネスそのものに付加価値をもたらすことになる。安心を付加するとともに、携帯電話の新しい使い方として今後注目されるものと思われる。先に述べたポinz コーポレーションは、同様のサービスをインターネット回線を使って実施している。

6 今後の展望

保育ビジネスの最近の状況について各節で述べてきた。第1節および第2節では保育ビジネスが注目され、拡大傾向にある背景について、近年の制度改革および歴史的背景を踏まえてまとめた。特に、「自治体認証型保育所」が出てきた背景について認可保育施設と認可外保育施設との中間的性質を有する存在として注目した。また、同じ民間でも非営利目的で実施されてきた無認可保育室の歴史がわれわれに示すものについても注目した。第3節から第5節において